

復興支援フォーラムニュース No.14

(URL <http://www5a.biglobe.ne.jp/~tkonno/FK-forum.html>)

<事務連絡先 今野順夫(tkonno67@gmail.com) 中井勝己(024-548-8313)>

「福島県農業の再生に向けての現状と課題 ー農地の汚染マップと体系立てた安全検査ー」

小山良太 (福島大学経済経営学類)

1. 現状

- ①現状分析 (放射能汚染及び損害状況の確認) がない中で復興計画・除染計画を実施
(福島県除染費用 4400 億円、飯館村試算 3200 億円)
- ②法的根拠がないなかでの放射性物質検査体制
(米作付制限地域における野菜の生産「自粛」)
- ③国・県・市町村・農協等の役割分担がなされていない
(復興庁の役割不明確、自主検査と国のモニタリングに関する法的根拠がない)

2. 課題

- ①生産段階での汚染状況の確認
- ②食品放射性物質「検査」に関する法的根拠・条例策定
- ③「風評」問題は「安全」性を確認できる体制によってのみ克服可能

3. 報告内容

チェルノブイリ事故後 26 年かけて検査体制を構築したベラルーシ共和国と日本の制度・政策を比較することで、体系立てた放射性物質検査体制と日本の現状との差異を分析する。

生産段階での取り組み (汚染マップとゾーニング)、流通段階での取り組み区分し、段階的な検査の在り方を検討する。

4. 報告の構成

- ①チェルノブイリ調査の概要
- ②ベラルーシ・日本の検査体制の比較
- ③農地の汚染マップと活用方法
- ④4 段階検査の必要性

第 11 回ふくしま復興支援フォーラム（5 月 10 日）のご意見等

- ★ 大変参考になりました。ありがとうございます。障がい者就労移行系施設の経営支援活動をさせて頂いております。震災後、仕事を失ってしまった施設、他地域で活動を始めた施設があり、仕事起こしに真剣に取り組んでいます。専門家の方々に指導頂ければありがたい（技術、IT、デザイン）のですが、予算が少ないこと等により、実現していない状況です。SB、CBと位置づけられると考えられる取組もあり、雇用を生み出しています。このような取組で自立的に活動する団体の支援を強化して頂きたいと思えます。本日は本当にありがとうございました。（S.K）
- ★ フォーラムにもっと若い方々（学生等）が参加してくれるといいのにな、と思います。これからを考えていくためにも。地域で支えるということは、今回の震災の前からも、様々な問題が課題があり、今起きている問題は潜在化していたものが、顕在化してきたように思う。確かに震災によることも多いが、今だからではなく、日常的なシステム体制が、なかったことよって起きている課題、問題もあるように感じられるのですが・・・。（M.K）
- ★ 震災時における県社協の適切な、きめ細かな活動の実態がよく解りました。有意義な講演でした。（K.F）
- ★ 1年以上が過ぎ、避難されている方々が抱えている課題が、新たに様々出てきましたが、さらにこの先 1 年、避難者の状況をどうかかわっていくのでしょうか。その支援をどうしていったらいいのでしょうか、考えはめぐるばかりです。（S.N）
- ★ 避難元住民と避難先住民との交流は、支援する基本になると思います。双葉町から福島市に避難し、仮設住宅に入居されている方達が、仮設住宅内では絆が深まったが、福島の人との交流が全くないとコメントされているのをテレビで見たことがあります。私自身は避難した方と交流した例を聞いたことがありません。桑折町では避難した浪江町の方達と一緒に「つるしびな」を作るといった交流をしたようです。交流は難しいことですが、成功例をもっとPRしていただければと思います。（K.Y）
- ★ 避難生活の厳しい状況と避難状況把握の困難さがよく理解できました。個人情報保護法の例外規定を正当な理由で突破できる方法について、早く解決できるようにとの話も大変参考になりました。（K.S）
- ★ 大変よく整理された資料に感心しました。貴重なデータが多く、大変参考になります。手でマイクをもって話された為か、時々、聞き難いところがありました。全体的には資料があり、報告者の意とする事は理解出来ました。（A.O）
- ★ 社協の活動状況は理解できたが、実践の中から見えてくる課題もかなりあったと思われる。その辺りも反省点として指摘してほしかった。例えば、介護関連ボランティアに対する避難所の人たちからのボランティア需要は少ないと聞いている。医療従事者の需要が多い、ヘルパー等の活用の実態はどうかなど。
- ★ 本当に支援するべき人を「個人情報保護」の壁でつぶしていいのか？前に聞いた言葉だが、非常時ほど役所は「平常時の論理」を振りかざしていると思う。東電の方がよっぽど、個人情報漏えいだと思った。（Y.I）
- ★ 隣接領域との分担・接点・連携・重合・プライオリティーにも触れて、全体像がみえてくるようにして貰えばありがたい。（S.I）

- ★ 県という大きなくくりでの話だった。私のイメージは、各現場の主宰者たちが現状を話したり、議論する場かなと、思っていたので、少し違っていたが、もちろんマクロでみる必要もあるので、参考になった。(私自身は、小さな単位＝身近な人々が集まり、語り、話し合える場を作りたいと思っています。)生活支援相談員の方々が、現場で拾い上げてきた「ナマの声」が、とても参考になった。「地域に寄り添う」ためには、やはり、現場の声をひたすら吸い上げる努力が必要と思う。(K.S)
- ★ 時間が足りなくなってきたようです。段々、議論の時間が必要になってきているのでしょうか。(H.S)
- ★ 仮設・借上げ住宅の悲惨というしかない現状。やはりそうかと思う。避難先住民の協力とか、個人情報過剰反応(誤解)の問題が根深い。これらは、医療・福祉の問題というより、復興まちづくりの基本問題、タテ割り排除で、総合的かつ大胆な発想と取組みが必須。(K.S)
- ★ 岩下さんのご講演をお聴きし、大震災、原発事故から1年余経過、福祉、介護の極めて厳しい状況下にあることを実感しました。ふくしまの復興・再生には、教育、産業＝雇用、医療、特に高齢者の福祉・介護が必須。ボランティアには限界があると思います。その他の課題として「行政(県市町村)の主体性の発揮」を挙げておられましたが、個々の職員の皆さんは復興、再生に一生懸命です。大震災・原発事故の非常事態下、知事を始め各市町村長の、あるいは県知事・市町村長の一致協力した強いリーダーシップが求められるのでしょうか。(R.N)
- ★ 報道では得られない具体的な活動を知ることができました。このような機会があることはとても有意義なことだと思います。(東電が自治体から個人情報を得ていることの合法性について、本日言われてみて、私も疑問に思っていたことを思い出しました。答えられなくてすみません。これから調べてみて、今野先生にメールします。)(N.K)
(N.Kさんから、後日、補足の意見が寄せられました。紹介しておきます)

~~~~~

【寄稿】

**避難住民の個人情報提供問題について**

第1 本件情報提供の流れ

まず、本件情報提供の流れは以下の通りです。

国が、住民にとって円滑かつ迅速な賠償請求手続きが実現できるよう、県と自主的避難対象区域の市町村に対し、東電への個人情報提供に関する協力要請をする。

↓

県は東電への提供を前提に自主的避難対象区域の市町村に対し情報提供の要請をする。

↓

自主的避難対象区域の市町村は個人情報保護条例に基づき有識者らでつくる審査会にデータ提供を認めてもらったうえで、市町村が保有する住民データを県に提供する。(情報提供に関する費用は市町村が東電に請求する。)

↓

県は東電と「自主的避難等対象区域に係る個人情報等の提供に関する協定書」を締結したうえで、市町村から提供されたデータを東電に提供する。

協定の概要は以下の通り。

・個人情報の利用目的は以下の4点とする。

- (1) 請求書類の発送業務
- (2) 被害者からの問合せ等対応業務
- (3) 平成23年3月11日時点の対象市町村への居住の事実確認業務
- (4) 損害賠償に係る統計処理業務

・個人情報等の内容は以下の7点とする。

- (1) 氏名、住所、生年月日、性別及び続柄情報
- (2) 平成23年3月11日以降避難した方については避難先情報
- (3) 平成23年3月11日以降、現時点までの間に転居した方については転出先の住所、氏名、生年月日、性別及び続柄情報
- (4) 平成23年3月11日以降、現時点までの間に死亡した方に係る住所、氏名、生年月日、性別及び続柄情報及び死亡年月日
- (5) 平成23年3月11日以降死亡、平成23年12月31日までの間に出生した方に係る住所、氏名、生年月日、性別及び続柄情報
- (6) 上記(1)から(5)のデータに係る市町村が任意に付した個人並びに世帯に係る番号
- (7) 住所に係る郵便番号

・東電には秘密保持義務がある。

・東電は個人情報を適正管理する。等。

## 第2 本件情報提供の適法性

以上見てきたとおり、本件では、市町村から県への情報提供と、県から東電への情報提供という二段階の情報提供がなされています。これらの情報提供は適法でしょうか。

法律および条例は、個人情報の目的外利用は原則禁止し、例外的に許容する場面を限定列挙しています。法律及び条例の該当部分は以下の通りです。(以下、市町村の条例については典型的な例として福島市のものを検討します。)

### 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律↓

(利用及び提供の制限)

**第八条** 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

**2** 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業

務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

### 福島県個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、法令等の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 同一実施機関内で利用し、又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関に提供することに相当な理由があるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

4 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護について必要な措置が講じられていると認められるときを除き、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）により保有個人情報を提供してはならない。

### 福島市個人情報保護条例

第九条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 法令等の規定に基づくとき。
- 二 本人の同意があるとき。
- 三 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 四 出版、報道等により公にされている場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 五 同一実施機関内で利用し、又は国、他の地方公共団体若しくは他の実施機関に提供することに相当な理由がある場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 六 個人情報を提供することに公益上の必要その他特別の理由がある場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

県及び市町村は以上の例外規定のうちどの条文により提供したのかを公表していませんが、市から県への情報提供に関連するのは法8条2項3号4号、福島市条例9条1項5号6号、県から東電への情報提供に関連するのは法8条2項4号、福島県条例7条2項5号となると思われます。

これらはいずれも抽象的な表現であり、また、これらの文言の解釈が争われた事例もほとんどなく、明確な解釈があるわけではありません。

しかしながら、いずれも、（情報提供することの）必要性が高く、相当性（許容性）がある場面を想定していることは明らかであると思われます。

では、本件情報公開は必要性・相当性を満たしているのでしょうか。

東電は自主避難区域の住民150万人に請求書を送らなくてはならないので、自治体の情報提供がなければ実質的に請求書を郵送する目途が立たないことからすると（避難指示区域の住民6～7万人に請求書を発送する作業に2か月かかったとされている）、自治体の情報提供の必要性は極めて高いと言えるでしょう。

そして県と東電が提供する情報や利用目的を取り決めて協定を締結しており、協定に従って利用される限り住民に重大な不利益が生じることは想定されないことは許容性の根拠となるでしょう。

市町村が有識者らでつくる審査会にデータ提供を認めてもらっていることも許容性があることを裏付けているといえるのかもしれませんが。

### 第3 住民理解のために

本件情報提供は県が150万人もの住民情報を一企業に提供するという、前例のない事態でありました。しかしながら超法規的措置というようなものではなく、法律ないし条例の例外規定の中で対処された措置であったと思われます。平たく言えば適法な措置であった可能性が高いと思われます。

しかし不安感を感じた住民も多かったのではないのでしょうか。かかる情報提供がいつどのようなことになるのか、情報提供を正当化するはずの協定内容はいかなるものか、このような事が分からないために行政への不信感を感じた住民もいたかもしれません。情報はいったん漏れてしまうと取り返しのつかないものです。行政は情報を提供する前に本件情報提供スキームを住民に向けて説明する機会があってもよかったですように思います。